

# 岐阜県公報

第二千七百七十六号  
平成二十八年八月二十六日

(金曜日)

## 目次

教育委員会規則

岐阜県特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課) 五三九<sup>ハ</sup>

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 五三九

道路の供用開始

(同) 五四〇

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 五四〇

届出受理事務の委任

(生活衛生課) 五四一

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 五四二

公共測量の実施

(用地課) 五四二

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 五四二

## 教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月二十六日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第十三号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部

を次のように改正する。

別表岐阜県立岐阜本巢特別支援学校の部の次に次のように加える。

岐阜県立岐阜清流高等 特別支援学校	高等部	全日制 の課程	総合産業 科	知的障害者に対す る教育
----------------------	-----	------------	-----------	-----------------

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 告示

岐阜県告示第四百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。  
 なお、その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後		敷地の幅員	延長	備考
			前	後			
中有 坪線		郡上市八幡町旭字岩本一 八二番三地从先から 同 市同 町同字同 一 八二番一地从先まで	六 一 八 四	六 三 八 四	ル メ ー ト	延 長 ル メ ー ト	

岐阜県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後		敷地の幅員	延長	備考
			前	後			
恵大 那線		恵那市武並町藤字笹尾一三六 八番地先から 同 市同 町同字白垣外一七 五九番三地从先まで	三 〇	三 〇 六 三	ル メ ー ト	延 長 ル メ ー ト	

岐阜県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年八月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後		敷地の幅員	延長	備考
			前	後			
中有 坪線		郡上市八幡町旭字岩本一八二 番三地从先から 同 市同 町同字同 一八一 番一地从先まで	三 〇 六 三	三 〇 六 三	ル メ ー ト	延 長 ル メ ー ト	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年八月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	<p>一 申請のあった年月日 平成二十八年八月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人縁塾</p> <p>三 代表者の氏名 松尾 和樹</p> <p>四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市土田五二五九番地の二ハトブキ山カフェ内</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、学校と地域を繋ぐコーディネート団体となり、地域課題解決型キャリア教育と題して学生主体に様々な地域課題解決に取り組む。学校や議会や行政や地域と連携し、キャリア教育の推進を図り、地域の未来を担う人材の育成と持続可能な地方創生を目的に活動する。また、社会が必要とされる若者の健全育成を図る目的で、環境保全活動や農作業を取り入れ社会教育の推進を図り、子育て世代の支援を推進する。</p>
		<p>届出受理事務の委任</p> <p>調理師法（昭和三十三年法律第四十七号）第五条の二第二項の規定により次のとおり調理師業務従事者届出受理事務を委任したので、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第十五条の二において読み替えて準用する同令第二条の二第一項の規定により公示する。</p> <p>平成二十八年八月二十六日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>

名 称	所 在 地	<p>一 指定届出受理機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに届出受理事務を取り扱う事務所の所在地</p> <p>1 指定届出受理機関の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>名称 一般社団法人岐阜県調理師連合会</p> <p>所在地 岐阜市藪田南五丁目一四番一二号</p> <p>2 届出受理事務を取り扱う事務所の名称及び所在地</p>
		<p>届出受理事務を取り扱う事務所の名称及び所在地</p> <p>岐阜市調理師連合会 本巣郡北方町高屋白木一丁目三五番地</p> <p>伊奈波調理師協会 各務原市那加不動丘二丁目一番地 岐阜保健所内</p> <p>羽島調理師協会 各務原市那加不動丘二丁目一番地 岐阜保健所内</p> <p>西濃調理師協会 大垣市郭町東二丁目二九番地</p> <p>海津市調理師協会 海津市平田町三郷一九八一番地の三</p> <p>養老調理師協会 養老郡養老町釜段六九九番地</p> <p>揖斐本巣調理師協会 揖斐郡揖斐川町上南方一番地の二 西濃保健所揖斐センター内</p> <p>中濃調理師会 美濃市生楯一六一二番地の二 関保健所内</p> <p>可茂調理師協会 可児市土田四三八四番地</p> <p>郡上調理師会 郡上市八幡町初音一七二七番地の二 関保健所郡上センター内</p> <p>多治見調理師協会 多治見市大畑町五丁目一五六番地</p> <p>恵那調理師協会 恵那市長島町中野四〇番地の二</p> <p>中津川調理師会 中津川市高山一一八〇番地の六</p> <p>益田調理師会 下呂市小川六四番地の七</p> <p>高山調理師会 高山市上一之町六六番地</p> <p>南古城調理師会 飛驒市古川町片原町六番地の二三</p> <p>神岡調理師会 飛驒市神岡町東町三七八番地 神岡商工会議所内</p> <p>上宝調理師会 高山市奥飛驒温泉郷一重ヶ根一四七七番地</p>

二 行わせることとした届出受理事務の範囲

1 調理師業務従事者届出の受理

2 帳簿の備付け及び保存

3 届出受理結果の報告

4 届出該当調理師に対する周知及び指導

5 その他届出受理事務の実施に必要な事務

三 届出受理事務を行わせることとした年月日

平成二十八年六月二十日

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
宮川右岸用水地区	高山市役所	平成二八・八・二六から 九・二七まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により飛騨市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関  
飛騨市
- 二 作業種類  
公共測量（数値撮影、同時調整及び写真地図作成）
- 三 作業期間  
平成二十八年九月十六日から  
平成二十九年一月三十日まで
- 四 作業地域  
飛騨市

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
平成二十八年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
高山市
- 二 調査を行った地域  
岐阜県高山市国府町今の一部（今）
- 三 調査を行った期間  
平成二十四年度から平成二十七年度まで
- 四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県高山市（国府町今の一部）の地籍図（今）  
岐阜県高山市（国府町今の一部）の地籍簿（今）
- 五 認証年月日  
平成二十八年八月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
平成二十八年八月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 調査を行った者の名称  
大野郡白川村
- 二 調査を行った地域  
岐阜県大野郡白川村大字荻町の一部（荻町）

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県大野郡白川村（大字荻町の一部）の地籍図（荻町）

岐阜県大野郡白川村（大字荻町の一部）の地籍簿（荻町）

五 認証年月日

平成二十八年八月二十六日

平成二十八年八月二十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社